

# 安佐北区内道路防災点検業務（令和7年度） 特記仕様書

## 1 総則

本業務は、特記仕様書及び広島市調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）（令和6年9月）により施行すること。

## 2 業務概要

本業務は、広島市の管理する道路について、第三者被害を防止する観点から、法面・土工構造物の変状等を把握するための点検（安定度調査箇所を選定、安定度調査、防災カルテによる点検）を実施するものである。

本特記仕様書に記載していない事項については、「広島市法面・土工構造物点検要領②（法面、擁壁等）（平成27年1月）道路交通局道路部道路課」（以下、広島市点検要領という。）、「平成18年度道路防災点検要領（財団法人道路保全技術センター）」（以下、H18点検要領という。）、「防災カルテ作成・運用要領（平成8年12月：財団法人道路保全技術センター）」（以下、防災カルテ要領という。）に基づくこととする。

## 3 点検方法

### (1) 対象箇所

道路防災点検で防災カルテが作成されている箇所（要対策箇所及びカルテ対応箇所）について、防災カルテによる点検を行う。

その他、点検対象箇所以外で発注者が点検の必要があると認める箇所についても、点検を実施するものとする。数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

なお、「橋梁基礎の洗掘」及び「民有地の擁壁」は対象外とする。

### (2) 内容

#### ア 計画準備

発注者が設定した点検対象区間や道路防災点検の資料等に基づき、業務計画書を作成する。

#### イ 防災カルテによる点検

道路防災点検で防災カルテが作成されている箇所（要対策箇所及びカルテ対応箇所）について、防災カルテによる点検を行う。作業内容は以下のとおりとする。なお、点検時には新たな変状の有無や周辺の状況変化にも注意すること。また、全ての箇所について、被災ランクを記載すること。

作業項目	内容
目視による観察	防災カルテに基づき、必要に応じて斜面や構造物など点検対象を登って（あるいは降りて）の目視観察を行う。
計測	・必要に応じてメジャーやスタッフを使用した簡便な計測を実施する。

	・防災カルテに基づき、必要に応じて斜面や構造物など点検対象を登って（あるいは降りて）の計測を行う。
記録	防災カルテ点検結果の記入書式および写真帳に示す程度の記載および写真撮影を行う。ただし、点検対象に変化が認められた場合は、基本的な対策方針の立案に必要な記載および写真撮影を行う。

ウ 防災カルテ修正・報告書作成

以下に示す作業及び本業務の整理取りまとめを行い、点検結果の概要と総括や今後の留意事項等を記載した報告書（概要版含む）を作成する。

作業項目	内容
修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災カルテ点検結果の記入書式への記載および付随する写真帳（通常1箇所あたり1回の点検につき1枚～数枚程度）を作成する。</li> <li>・防災カルテの修正が必要とされる程度の変化が認められた場合は、防災カルテ様式の修正・加筆を行う。</li> </ul>
報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災カルテ、カルテ点検結果を報告書としてとりまとめる。※</li> </ul>

※具体的には、以下について記載する。

- (1) 防災カルテ点検結果の概要と総括
- (2) 点検結果一覧表（発注者が貸与する調査結果一覧表を使用する）
- (3) 対策優先度の数値化一覧表
- (4) 新規要対策箇所における対策工法の提案
- (5) 今後の留意点

(3) 専門技術者、点検者

防災カルテ要領に記載の専門技術者は、次のいずれかに該当する者で、一般社団法人全国地質調査業協会連合会（又は旧・道路保全技術センター）の主催する道路防災点検技術講習会を受講した者とする。

ア 技術士の建設部門（道路）または建設部門（土質及び基礎）または応用理学部門（地質）の資格を有する者。

イ R C C M（道路または土質及び基礎または地質）の資格を有する者。

また、点検を実施する点検者は、前述の講習会を受講した者とする。なお、前述の講習会を受講した管理技術者が専門技術者や点検者を兼務できるものとし、専門技術者は点検者を兼務できるものとする。

受注者は、専門技術者、点検者について技術者通知書に受講証明書を添付し発注者に通知するとともに、業務計画書に業務実施体制を明記すること。変更があった場合は技術者通知書及び業務計画書の変更を行うこと。

#### 4 貸与品等について

本業務において、次の資料を貸与する。

- ・ 防災カルテ（安佐北区内道路防災点検業務（令和6年度）報告書）
- ・ 調査結果一覧表
- ・ その他、発注者が必要と認めるもの

#### 5 現地への立ち入りについて

点検にあたっては、発注者の交付する身分証明書を携帯し、関係者から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じること。また、点検は、第三者に迷惑をかけないよう努めることとし、点検を実施するうえでやむを得ず立木の伐採などを行う必要が生じた場合は、発注者に連絡するとともに、所有者の承諾を得て行うこと。

#### 6 関係機関との協議

本業務においては、必要に応じて関係機関と緊密な連絡を取り、業務中の安全を確保すること。

#### 7 緊急対応が必要な場合

業務中に緊急対応が必要と判断される浮石等の異常を確認した場合は、直ちに発注者に報告すること。

#### 8 打合せ協議

本業務における打合せ回数は、着手時、成果物提出時の計2回を予定している。なお、業務着手時及び成果物提出時には、管理技術者が立ち会うこと。

#### 9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 調査箇所位置図：1式
- (2) 調査結果一覧表（調査職員の貸与するエクセル形式の調査結果一覧表に追記・修正したもの。）：1式
- (3) 防災カルテ（箇所ごとのエクセル形式及びPDF形式）：1式
- (4) 打合せ記録簿：1式
- (5) 報告書（概要版含む）：1式
- (6) その他、発注者が指示するもの：1式

#### 10 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象業務である。

- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。
- (3) 成果物は「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）1部を提出すること。
- (4) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

#### 11 ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、以下のとおり取組むこと。

- (1) 着手時の協議においては、取組目標を確認し打合せ記録簿で提出すること。
- (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組状況の確認及びフォローアップを行い、打合せ記録簿で提出すること。
- (3) 業務完了時に、実施結果を受発注者双方で確認し、実施結果報告書に記入、打合せ記録簿で提出すること。

#### 12 遠隔臨場の試行について

本業務は、受注者希望型による遠隔臨場の試行対象業務であり、実施に当たっては、別に定める「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

#### 13 その他

その他、上記に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めることとする。